

「実務対応報告公開草案第1号 新株予約権及び新株予約権付社債に関する  
会計処理(案)」に対する意見

平成14年2月26日  
日本公認会計士協会

このたび公表されました上記公開草案に対する当協会としての意見を以下のとおり申し上げます。

1. 「目的」について  
(コメント)

本公開草案の「目的」に以下の内容の文章を含めることを提案する。

「本公開草案において提案されている会計処理には、これまでの会計慣行に基づくものも含まれている。しかし、これらは資本会計の本質にかかわる問題であり、今後、その検討結果によっては本公開草案が提案しているこれらの会計処理方法が変わる可能性があることに留意する必要がある。なお、資本会計の整備は、我が国の企業会計基準の整備・向上にとって極めて重要な論点であるから、本企業会計基準委員会が可及的速やかに対応することが望まれている。」

(理由)

本公開草案には、今後における資本会計の本質的見直しの必要性を連想させるような記述が散見されること、また、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」等においても、自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用の会計処理に関しては、資本会計の本質にかかわる問題として捉え、その本質について十分な議論が必要であることが述べられていることから、これらを総括し、今後の資本会計の整備の必要性及び重要性を確認することを目的とするものである。

2. 新株予約権の発行者側の会計処理について  
(コメント)

Q1のA3(1)の括弧内の記載を以下のように書き換えることを提案する。

「新株予約権の発行価額は負債の部に計上し、権利が行使されたときは、新株予約権の発行価額とその行使に伴う払込金額との合計額をもって資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、……。」

また、第3パラグラフの「なお、……」以下の文章を次のように書き換えることを提案する。

「なお、……。このため、改正商法では、新株予約権の発行価額とその行使に伴う払込金額との合計額をもって新株の発行価額とするものとされている(改正商法第280条ノ20第4項)ことから、新株の発行価額の総額を資本金に組み入れる(商法第284条ノ2第1項)か、又は、新株の発行価額中資本に組み入れない額(改正商法第280条ノ20第2項第10号)を決議している場

合には、新株の発行価額は資本金及び資本準備金に振り替えられる（商法第284条ノ2第2項）こととなる。」

（理由）

「新株予約権の対価」は改正商法第280条ノ20第2項第3号にいう「新株予約権ノ発行価額」と同義であると思われるが、あえて異なる用語を使う必要性に乏しい。

また、新株予約権の会計処理として記載されている内容は「新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示」（平成6年2月22日 会計制度委員会）を参照しているものと思われるが、改正商法のもとにおいては、従来の新株引受権の取扱いとは異なり、新株予約権の発行価額よりもその行使に伴う払込金額の方が小さい場合には、後者のみを資本金とし、前者を全額資本準備金とする会計処理を行うことはできないが、この内容を説明する文章として本公開草案の文章では不明瞭であり、より明瞭にこの内容を表現する必要がある。

### 3．新株予約権の取得者側の会計処理について

（コメント1）

Q1のA3(2)において、新株予約権は有価証券の取得として処理すると記載しているが、以下の記載のようなより具体的内容で記載することを提案する。

「新株予約権証券は有価証券である（証券取引法第2条第1項第6号）から、取得時には時価により測定し（「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）第29項）、金融商品会計基準に従い保有目的区分に分類する。

なお、当該新株予約権の時価が支払った対価と異なる場合には、当該差額は、その取引の実態に応じて処理する（実務指針第243項）。

また、新株予約権の権利が行使されたときは、権利行使時の帳簿価額により株式に振り替え、権利行使がされずに権利行使期限が到来したときは損失として処理する。」

なお、上記の記載はQ2の代用払込が認められる新株予約権付社債の取得者側の会計処理についても準用される。

（理由）

発行者側の会計処理としては、対価を負債の部に計上すると記載されているのに対し、取得者側のそれは単に有価証券の取得として処理するとし記載されていないため、実際の適用に当たって以下のような疑問を抱く可能性がある。

- ・ 「有価証券の取得として処理…」とは、有価証券として金融商品会計基準に準拠して処理するのか。（新株予約権証券という新しいタイプの有価証券であることを明示する必要がある。これは次のコメント2と関連する。）
- ・ 当初認識は時価で測定するのか。（実務指針によれば当然のことであるが、それを明確にする必要がある。）
- ・ 時価と支払額とに差額が発生した場合には、実務指針第243項に従って処理するのか。（実務指針によれば当然のことであるが、それを明確にする必要がある。）

- ・ 期末における評価は、有価証券の保有目的区分に従って評価するのか。(実務指針によれば当然のことであるが、それを明確にする必要がある。)

(コメント2)

新株予約権証券は証券取引法において有価証券として規定されたが、取得後の評価の問題として、金融商品会計基準における金融資産としての性質及び評価方法を明確にされたい。

(理由)

新株予約権は今回の改正商法において新しい制度として導入されたものである。法律専門家の説明では、発行会社に対する新株の買建コール・オプションであると述べられているから、新株予約権証券はデリバティブ取引を証券化したものと解される。しかし、従来の分離された新株引受権証券について、金融商品会計基準及び実務指針においては、債券に準ずるものか株式に準ずるものか、あるいはデリバティブなのか、明確にされていない。新株予約権証券が、もし、債券に準ずるものであるならば、市場価格又は合理的に算定した価額(実務指針第61項)により、また、株式に準ずるもので、市場価格がある場合、これに基づく価額(実務指針第60項)により、市場価格のない場合、取得価額によりその保有目的区分に従って評価される。もし、デリバティブ取引であるならば時価は公正価値であり、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理される(金融商品会計基準第三 四)。

また、デリバティブ取引を証券化した新株予約権証券は、その法的性格から有価証券として保有目的区分に分類した上で、貸借対照表価額をデリバティブ取引の評価方法により評価するという考え方もある。この場合、市場価格のあるものは当該価格に基づき、また、市場価格のないものは合理的に算定した価格により、そして取引慣行が成熟していないため公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるものについては取得原価をもって貸借対照表価額とすることになる。

このように新株予約権の金融資産としての性質及び位置付けによって会計処理が異なるため、その性質及び評価方法を明確にする必要がある。

#### 4. 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債について

(コメント)

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債は、従来の転換社債とその経済的実質において同一であるとして、転換社債の会計処理と同様に「一括法」も認めているが、代用払込が認められる新株予約権付社債の会計処理と同様に、発行者側及び取得者側とも「区分法」のみにより会計処理すべきである。

(理由)

転換社債は、今回の商法改正によりその規定が削除され、新たに新株予約権付社債の規定が設けられた。そして、この新株予約権付社債の一形態として従来の転換社債に似たものとして、新株予約権の行使に伴う払込金額を社債の発行価額とした上で、新株予約権を行使するときは、社債が償還されて代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の規定が設けられている。

その運用が転換社債と同じであれば、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債と転換社債とは経済的実質が同一であるということになるが、法制上は異なる部分がある(例えば、転換社債は総額が一体として決議される(商法第341条ノ2第2項)のに対して、新株予約権付社債は社債の発行価額と新株予約権の発行価額が区分して決議される(改正商法第341条ノ3第1項第1号及び第2号)。また、新株予約権付社債は発行後、新株予約権のみを消却することができる(改正商法第341条ノ12、第280条ノ36、第280条ノ20第2項第7号)、転換社債にはそのような規定がない。すなわち、発行者は制度上、新株予約権について時価に基づき発行価額を決定し、かつ、消却することができる事由を自由に定めることができる。)ため、その性質は転換社債とは異なると解される。したがって、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債について、代用払込が認められる新株予約権付社債と異なる会計処理を適用することを認める根拠に乏しいと考える。

なお、この考え方は、発行者側及び取得者側双方に該当するものとする。

## 5. Q3の設問及びその回答について

(コメント)

(1) Q3の設問をより具体的な取引事例として記載すべきである。特に「同時」とはどの位の期間であるか、新株予約権と社債の割当て先は同一人か、といった点について適切な回答が得られるように記載されたい。

(2) Aの第2パラグラフの「なお書」の意味が不明瞭なので、次のような点を考慮して記載内容の見直しを検討されたい。

「新株予約権と社債とを同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てていないような場合」とは、どのような場合なのか、具体的に分かりやすく記載されたい。

上記のような場合でも、「実質的に一体のものともみられるとき」とは、どのようなときを指すのか、具体的に分かりやすく記載されたい。

上記のような場合で、実質的に一体のものともみられないときには、どのような会計処理をすべきなのか記載されたい。

(理由)

Q3の設問は、非常に簡略化された取引事例のため、どのような取引であるかの具体性に欠けるものである。そのためQに対するAを理解する以前の問題として、そもそも何が問題であるかを理解することが困難である。したがって、設問をもう少し具体的かつ詳細に記載され、その問題に対する回答が理解しやすいように記載されたい。

以 上